

第1章 計画の策定に当たって

1 計画の趣旨

近年、少子化・核家族の進展、ライフスタイルの多様化等に伴い、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化しています。食生活においては外食産業の発展により、いつでも、どこでも好きなものが食べられるようになりましたが、その反面、「食」に対する意識が希薄になっています。また、栄養の偏りや食習慣の乱れ、肥満をはじめとする生活習慣病の増加、過度の痩身志向等の問題が生じています。さらに、「食」の安全上の問題、「食」の海外への依存、伝統ある食文化の喪失等、新たな問題が生じています。

このような背景の中で、国では平成17年7月に「食育基本法[※]」を施行し、平成18年3月には「食育推進基本計画[※]」を策定しました。「食育基本法」では知育、徳育及び体育の基礎として食育を位置づけ、これを国民運動として取り組み、健全な食生活を実践することを推進しています。また、県では平成19年3月に「岡山県食育推進計画」が策定されました。

本市においても平成18年7月に「津山市食育推進本部」を設置、平成19年4月に「津山市食育推進会議条例」を施行しました。同年7月、学識経験者や関係団体・関係機関代表者、公募委員等から構成される「津山市食育推進会議」を設置し、食育推進に関する事項について審議を重ね、平成19年12月食育推進計画を策定しました。

本市では、この計画に基づき市民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむことができる社会の実現のため、「食を楽しむ」「食を大切にし、感謝の気持ちを深める」「食と健康に関心を持つ」「地域の産物・食文化を理解し尊重する」市民をはぐくむことを通して健康で心豊かな生活が送れるしあわせな市(まち)の理念の下に食育を推進していきます。

2 計画の位置付け

この計画は、次のような性格を有するものです。

- 食育基本法第18条第1項に基づく市町村食育推進計画です。
- 津山市食育推進会議条例に基づく市の食育推進計画です。
- 「津山市第4次総合計画～しあわせ大国つやま～」他、本市の関連する諸計画「健康つやま21」「津山市子育て支援行動計画」「津山市高齢者保健福祉計画・津山市介護保険事業計画」「環境基本計画」等と整合性を持った食育の具体的行動指針とします。

※食育基本法は：P. 69参照
※食育推進基本計画は：P. 69参照

法律が作られた背景としては…

- ・食を大切にする心の欠如
- ・栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加
- ・肥満や生活習慣病の増加
- ・過度の痩身志向
- ・「食」の安全上の問題
- ・「食」の海外への依存
- ・伝統ある食文化の喪失



食育基本法



食育推進基本計画（法第 16 条）



岡山県食育推進計画（法第 17 条）



津山市食育推進計画（法第 18 条）

津山市第 4 次総合計画～しあわせ大国つやま～

健康つやま 2 1

津山市子育て支援行動計画

津山市高齢者保健福祉計画
津山市介護保険事業計画

環境基本計画

食育基本法第 18 条第 1 項

市町村は、食育推進基本計画（都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画）を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画（以下「市町村食育推進計画」という。）を作成するよう努めなければならない。

※ 食育とは ～食育基本法から～

- ・生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ・様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

3 計画の期間

この計画の期間は、平成 19 年度から平成 22 年度までとします。ただし、今後の社会経済情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。



4 計画の推進体制

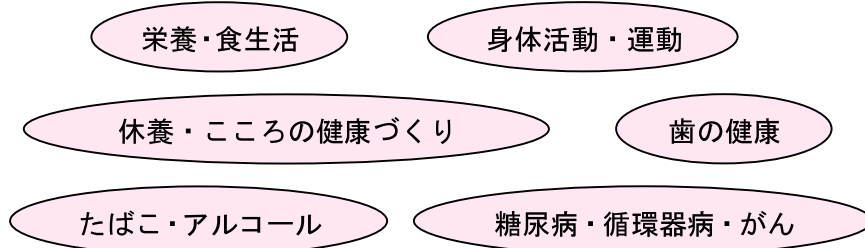
津山市の地域特性を生かした食育を具体的に推進するため、家庭、地域、教育現場（保育所、幼稚園、学校）、生産者・食品関連事業者等さまざまな領域において、総合的に「食育」を進める必要があります。また、行政の各部署が横断的な連携を図りながら、関係機関・団体との協働により計画を推進していきます。

計画策定後は、この計画を着実に推進するため、計画の進行管理を随時行います。また、津山市食育推進会議においては推進状況等を審議し、助言を行います。

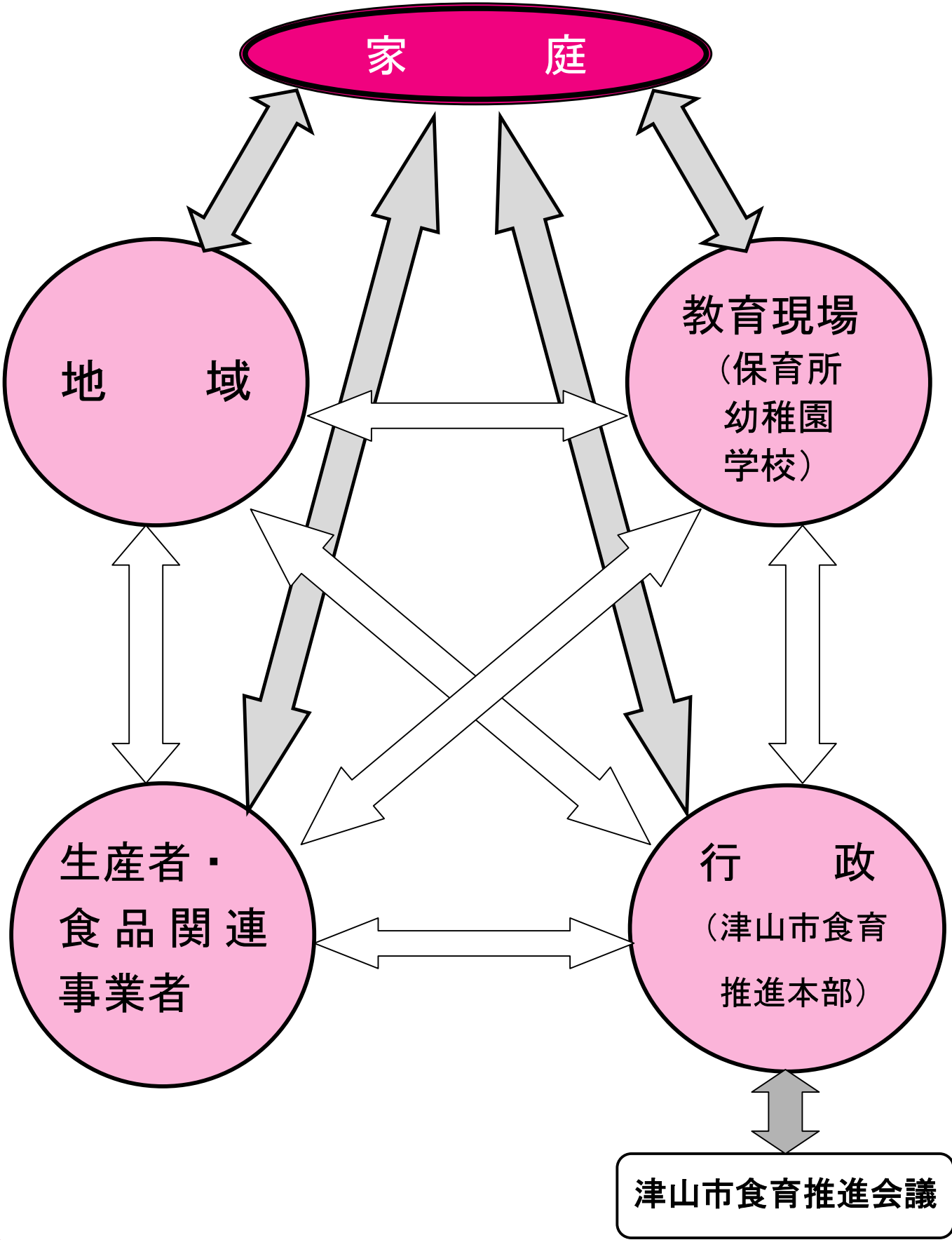
コラム①：健康つやま21

国では、国民の健康増進・疾病予防及び生活の質の向上を図るため、国民の健康づくり運動としての計画「健康日本21」を平成11年度に策定しました。この計画の考え方にに基づき、岡山県では「健康おかやま21」を平成12年度に策定しました。本市でも、平成15年3月、国・県の計画の趣旨に基づき、「健康つやま21」を策定し、市民一人ひとりが「生きがいのある生活を送っている」と思えるような健康づくりを、個人・家庭・地域・行政の協働の下に推進しています。この計画は「本市の現状と課題」・「領域別健康づくり各論」・「ライフステージごとの目標値」・「環境整備及び推進体制」などで構成されています。

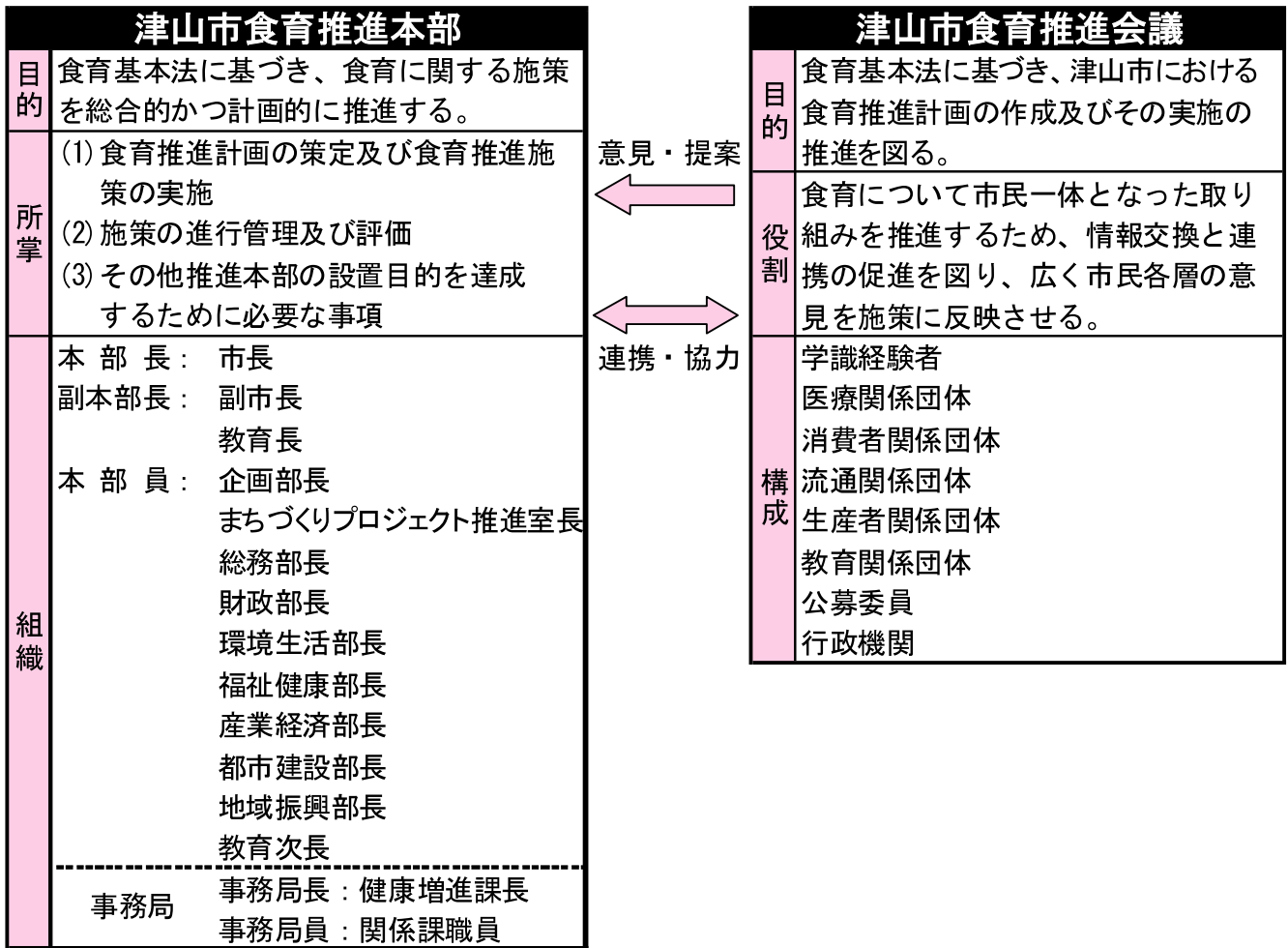
「健康つやま21」の領域別健康づくり



津山市食育推進体制図



津山市食育推進計画策定体制



補助機関：食育推進チーム	
所掌	(1) 本部長からの指示事項の処理 (2) 推進本部に付議する事項の協議 (3) その他推進本部の円滑な運営に必要な事務
組織	総括者：健康増進課長 構成員：企画室長 総務課長 人事課長 環境生活政策審議室長 環境生活課長 福祉健康政策審議室長 こども課長 産業経済政策審議室長 農業振興課長 生涯学習政策審議室長 教育管理課長 学校教育課長 社会教育課長